

本基準は、駒澤大学（以下、「本学」という）において、e-Rad の研究者登録及び内閣府の定める競争的研究費制度への応募資格を認める者について定める。

（登録基準）

第1条 研究者登録の基準は、以下のいずれかに該当する者とする（大学院生を除く※）。

- (1) 本学の専任教員のうち、教授・准教授・講師・助教・助手の職にある者
- (2) 本学の身分において、職務に本学で研究活動を行うことが含まれている者（研究所員のうち、研究活動を行うことを職務に含む身分で所属する者を含む）のうち、登録を希望する者
- (3) 日本学術振興会特別研究員に本学を受入研究機関として採用された者のうち、登録を希望する者

（応募資格）

第2条 内閣府の定める競争的研究費制度に応募することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする（大学院生を除く※）。

- (1) 本学の専任教員のうち、教授、准教授、講師、助教の職にある者（特任教員は除く）。
- (2) 本学専任助手のうち、本人より申し出のあった者。
- (3) 日本学術振興会特別研究員に本学を受入研究機関として採用された者
- (4) 本学の附置研究所またはラボラトリに所属している者のうち、研究活動を職務に含む身分として所属している者で、下記の条件をすべて満たす者
 - ① 本学において研究活動に従事している者
 - ② 本学以外に専任教員等としての本務校もしくは競争的研究費制度を受入可能な所属研究機関がない者
 - ③ 本学内において研究室を有するなどの研究環境が整っており、購入した物品の検収を受け、学内に設置場所を確保できる者
 - ④ 所属研究所・ラボラトリの承諾を得たうえで所属長名により研究推進委員会委員長に願い出、公的研究費分科会及び研究推進委員会において承諾を得た者
（当該研究所に所属する本学専任教員の推薦書、研究活動経歴書及び研究所・ラボラトリにおける研究活動を証明するもの（雑誌論文等）を添付すること）
 - ⑤ 本学の定める研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講して誓約書を提出し、内閣府の定める競争的研究費の各応募要件を満たすことができる者
 - ⑥ 本学の専任職員でない者
- (5) 本学の専任職員のうち、主たる職務に支障のない範囲内で行うこととして、所属長及び学術研究推進部長の承諾を得たうえで研究推進委員会委員長に申し出、稟議書により学長からの承認を得た者（研究活動経歴書を添付すること）。ただし、応募できる種目は奨励研究のみとする。

（事務所管）

第3条 この基準の事務所管は、学術研究推進部とする。

(改廃)

第4条 この基準の改廃は、研究推進委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聞き、これを行う。

※「大学院生等の学生でないこと」

ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。

附 則

この基準は、令和6年7月1日から施行する。